平成２６年（フ）第８２４０号
埼玉県三郷市彦成３丁目11―10―701
債務者　岩野　克保
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２４１号
東京都練馬区三原台３丁目30―11―102
債務者　佐々木奈津子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２４２号
東京都世田谷区上馬２丁目26―20―1406
債務者　宮嶋　彩子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２２３号
東京都江戸川区西小松川町19―４　ウエストＦＵＪＩ504
債務者　伊藤　孝弘
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第６７７１号
神奈川県横浜市神奈川区神大寺４―19―20コーポ山雄103、住民票上の住所神奈川県川崎市幸区塚越２丁目224　幸荘103
破産者　尾形　夏子
1　主文　当裁判所が平成26年７月23日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「神奈川県横浜市神奈川区神大寺４―19―20コーポ山雄102、住民票上の住所神奈川県川崎市幸区塚越２丁目224　幸荘103」とあるのを「神奈川県横浜市神奈川区神大寺４―19―20コーポ山雄103、住民票上の住所神奈川県川崎市幸区塚越２丁目224　幸荘103」と更正する。
2　決定年月日　平成26年８月20日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１１３号
千葉県木更津市高柳1898番地
破産者　有限会社三津浦建設
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１１４号
千葉県袖ケ浦市奈良輪713番地５　コーポあゆみＢ101号
破産者　菅沼　　彰
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第７５号
相模原市中央区陽光台１丁目16番13号
破産者　シルバーパック株式会社
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６０８号
愛知県一宮市本町２丁目３番地10
破産者　株式会社ジール
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２７７号
東京都江戸川区東葛西６丁目５番15―1002号、開始決定時の住所名古屋市名東区上社２丁目44番地　グリーンリーフ103号
破産者　安藤　武純
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０７１号
名古屋市港区善南町23番地
破産者　株式会社ディアンドシーカンパニー
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６０４号
愛知県清須市西枇杷島町二見７番地
破産者　有限会社西枇不動産
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６０５号
名古屋市中川区南脇町３丁目42番地１
破産者　株式会社フジタ服装
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８５号
京都市北区大宮薬師山東町24番地11
破産者　有限会社アイセック
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４０号
京都府久世郡久御山町野村村東268番地２
破産者　京栄フィルム株式会社
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４７号
金沢市小立野４丁目６番１号
破産者　株式会社藤井商店
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５２号
長野県伊那市小沢3806番地26
破産者　山﨑　惠美（旧姓若山）
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７３号
兵庫県養父市八鹿町八鹿1219番地23
破産者　友田　憲治
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
相模原市緑区大島961、住民票上の住所相模原市中央区上溝601番地12
破産者　古尾谷和夫
1　決定年月日　平成26年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部